

## 茨木市支援学校児童及び生徒の臨時的通学措置（タクシー乗車券の臨時的利用）に関する要綱

### （趣旨）

第1 この要綱は、市内に居住し、大阪府立茨木支援学校、大阪府立高槻支援学校及び大阪府立摂津支援学校（小学部及び中学部に限る。以下「学校」という。）へ通学する児童及び生徒（以下「児童及び生徒」という。）が緊急の事情により、通常の方法による通学に著しく困難が生じた場合において、茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の借上タクシーにより児童及び生徒を送迎する通学措置（以下「臨時的通学措置」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2 臨時的通学措置の対象者は、学校への通常の通学において、保護者の付添いが必要な児童及び生徒のうち、通学バス停留所から500メートル以上の距離に居住する者とする。ただし、他の制度によって通学措置を受けている者を除く。

### （臨時的通学措置の方法）

第3 教育委員会は、対象者に対し、大阪府立支援学校児童及び生徒通学送迎用タクシー乗車券（以下「タクシー乗車券」という。）を交付する方法により、臨時的通学措置を講じるものとする。

### （交付の申請）

第4 タクシー乗車券の交付を希望する者は、茨木市支援学校児童及び生徒送迎用タクシー乗車券交付申請書（様式第1号）を指定された期日までに教育委員会に提出しなければならない。

### （交付の決定）

第5 教育委員会は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについてタクシー乗車券の交付を決定し、申請者に対し茨木市支援学校児童及び生徒送迎用タクシー乗車券交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### （乗車券の交付）

第6 教育委員会は、第5の規定によりタクシー乗車券の交付を決定したときは、申請者に対しタクシー乗車券を交付する。

### （利用できる場合）

第7 タクシー乗車券は、次に掲げる場合においてのみ利用できるものとする。

(1) 自家用自動車の故障等により通常の送迎が不可能な場合

(2) 児童及び生徒の保護者（第8において「保護者」という。）が病気等のためや

むを得ない場合

(3) その他教育委員会が必要と認める場合

(利用の方法)

第8 タクシーの呼出し、タクシーへの乗降、車内での安全管理等送迎に関し必要な行為は、タクシー乗車券を利用する者（第10及び第11において「利用者」という。）の責任において行い、必要な範囲で保護者が付き添わなければならない。

(利用区間)

第9 タクシー乗車券を利用できる区間（第9において利用区間という。）は、自宅から通学バス停留所までの区間とする。ただし、通学バス停留所までの送迎では、なお通学に困難な事情が生じると教育委員会が認める場合においては、自宅から学校までの区間を利用区間とすることができる。

(利用報告書)

第10 利用者は、タクシー乗車券を利用したときは、利用した月の末日までに茨木市支援学校児童及び生徒送迎用タクシー乗車券利用報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(タクシー乗車券の返還)

第11 利用者は、未使用のタクシー乗車券を、当該年度の末日までに教育委員会に返還しなければならない。

(利用の制限)

第12 この要綱に定める範囲を超えてタクシー乗車券を利用した場合について、教育委員会は、その料金を負担しないものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、臨時的通学措置について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(大阪府立茨木支援学校通学児童・生徒の臨時的通学措置（タクシー乗車券の臨時的利用）に関する要綱及び大阪府立高槻支援学校通学児童・生徒の臨時的通学措置（タクシー乗車券の臨時的利用）に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大阪府立茨木支援学校通学児童・生徒の臨時的通学措置（タクシー乗車券の臨時的利用）に関する要綱（昭和52年6月1日実施）

(2) 大阪府立高槻支援学校通学児童・生徒の臨時的通学措置（タクシー乗車券の

臨時的利用)に関する要綱(昭和52年6月1日実施)

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。